

# 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構異議審査会規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という。）の評価結果に対する対象校からの異議申し立てに関する必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 本機構異議審査会（以下、「審査会」という。）は、本機構の「評価認定委員会」内に位置づけ、評価認定委員会委員で組織する。

2 審査会委員長（以下、「委員長」という。）は、評価認定委員長とする。

3 委員長は、審査会を掌理し審査会を代表する。

## (議事)

第3条 委員長は、対象校から異議申し立てを受けたときは、速やかに審査会を開かなければならない。

2 審査会の開催は、委員の2/3の出席を必要とする。

3 審査会の議決は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは委員長の決するところとする。

## (異議申し立て)

第4条 異議申し立て手続きは、評価認定委員会による評価結果案を対象校に通知した日から2週間以内とする。

2 異議申し立てを行う対象校は、具体的な理由を記載した異議申し立て書と必要書類を本機構理事長宛に送付する。

## (審査)

第5条 異議申し立て書を受理した審査会は、内容を精査し審査を開始する。

3 委員長は、必要があれば評価員を審査会に出席させることができる。

4 異議申し立ては、1回に限り認めるものとする。

## (報告・通知)

第6条 審査会は審査結果を理事会に報告し対象校に通知する。

## (守秘義務)

第7条 審査会委員は、審査会の職務に関し知り得た内容を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

## (附則)

本規程は、平成30年3月9日より施行する。